

## 伊良部大橋橋梁整備第5期工事（主航路部上部工その1）請負契約 に関する調停事件の調停について

伊良部大橋橋梁整備第5期工事（主航路部上部工その1）請負契約に関する調停事件の調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 伊良部大橋橋梁整備第5期工事（主航路部上部工その1）請負契約に関する調停事件（中央建設工事紛争審査会平成25年（調）第29号）
- 2 当 事 者 申 請 人 富山県南砺市苗島4610番地  
川田工業株式会社・株式会社仲本工業・有限会社福地組特  
定建設工事共同企業体  
代表構成員 川田工業株式会社 富山県南砺市苗島4610番地  
構 成 員 株式会社仲本工業 沖縄市美里六丁目5番1号  
構 成 員 有限会社福地組 嘉手納町字水釜112番地  
被 申 請 人 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県
- 3 申請年月日 平成25年12月13日
- 4 調 停 内 容 別紙のとおり

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

係属中の調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 調 停 内 容

申 請 人 富山県南砺市苗島4610番地 川田工業株式会社・株式会社仲本工業・有限会社福地組特定建設工事共同企業体

代表構成員 川田工業株式会社 富山県南砺市苗島4610番地

構 成 員 株式会社仲本工業 沖縄市美里六丁目5番1号

構 成 員 有限会社福地組 嘉手納町字水釜112番地

被 申 請 人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

### 調停条項

- 1 被申請人は、申請人に対し、平成22年3月4日付け伊良部大橋橋梁整備第5期工事（主航路部上部工その1）請負契約に関する本件調停事件につき、解決金として金140,000,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被申請人は、申請人に対し、前項の金額を平成27年1月31日限り、申請人の指定する金融機関口座宛て送金して支払う。振込手数料は、被申請人が負担する。
- 3 被申請人が第1項の金員を前項の期限までに支払わなかったときは、被申請人は、申請人に対し、未払い金額について同期限の翌日から支払済みまで年6パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。
- 4 申請人は、その余の請求を放棄する。
- 5 当事者双方は、本調停条項に定めるほか、本件調停事件に係る紛争に関し他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 調停に関する費用は、各自の負担とする。